

川崎市住宅供給公社業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

平成29年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市住宅供給公社契約規程（平成23年規程第3号）第17条の規定に基づき入札執行する業務委託契約に係る最低制限価格の設定について、必要な事項を定めるものとする。

(対象契約)

第2条 最低制限価格を設定する契約は、原則として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約及び予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が川崎市住宅供給公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札による契約を除く競争入札に付する次の業務委託契約とする。

- (1) 建設コンサルタント業務
- (2) 地質調査業務
- (3) 測量業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 建物清掃等業務
- (6) 屋外清掃業務
- (7) 建築設計業務
- (8) 設備設計業務
- (9) 警備業務（機械警備業務を除く。）
- (10) 樹木剪定等業務
- (11) 調査・測定業務（環境アセスメント業務及び計量証明業務に限る。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める業務

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に定める額とする。

- (1) 建設コンサルタント業務、建築設計業務及び設備設計業務 予定価格に100分の72を乗じて得た額
- (2) 地質調査業務、測量業務、補償コンサルタント業務、建物清掃等業務、屋外清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、樹木剪定等業務及び調査・測定業務（環境アセスメント業務及び計量証明業務に限る。） 予定価格に10分の8を乗じて得た額
- (3) 前2号のほか、理事長が必要と認める業務 予定価格の3分の2を下らない範囲内で定めた額

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。